

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(4月分～6月分)

■令和2年4月1日～令和2年6月30日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

令和2年6月30日現在

<取引・契約関係:7件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月10日	いわゆる「販売預託商法」に関する法規制強化を求める意見書の送付について	関東弁士会連合会 理事長 伊藤 茂照	1 消費者庁は、いわゆる「販売預託商法」の法規制について、内閣府消費者委員会の2019年8月30日付け「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての消費者委員会意見」(以下「消費者委員会意見」という。)の具体的提言内容を反映させるのみならず、被害実態に鑑みた法規制を行うべきである。 具体的には、①登録制による参入規制、②登録後の恒常的・継続的な業務実態把握のための制度③投資取引という実態に即した規制として、禁止行為の法定及び元本保証の禁止、広告規制、行為規制、不招請勧誘の禁止も併せて導入するよう、速やかに新法の制定ないしは特定商品等の預託等取引契約に関する法律(以下「預託法」という。)の改正等の措置を講ずるべきである。 2 消費者庁は、行政による破産申立権につき検討を行い、販売預託商法に対する規制として、消費者庁による破産申立制度を導入するよう検討すべきである。 3 国は、上記改正に併せて、同新法ないしは改正した預託法の定める禁止行為及び無登録営業の各罰条該当行為につき、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織犯罪処罰法」という。)の犯罪収益没収規定(同法13条1項)及び犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の被害回復給付金の支給規定(同法3条)の適用対象とするよう立法措置を講ずるべきである。
5月19日	いわゆる「販売預託商法」に関する法整備についての意見書	埼玉弁護士会 会長 野崎 正	1 販売預託商法を規制する法制度の在り方を検討するに当たっては、内閣府消費者委員会の2019年(令和元年)8月30日付け「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての消費者委員会意見」(以下、「委員会意見」という。)の具体的提言内容を反映させ、併せて、以下の諸規制を導入すべきである。 (1) 投資取引という実態に即した広告規制、行為規制、不招請勧誘の禁止及び実効性確保のため、行政規制、罰則、民事規定の整備 (2) 登録制の導入 2 前項の実施に併せて、行政による破産申立権につき検討を行い、販売預託商法に対する規制として、消費者庁による破産申立制度の導入を早期に実現すべきである。 3 販売預託商法を規制する法制度の整備に併せて、同法に定める罰則対象禁止行為及び無登録営業の各罰条該当行為につき、組織犯罪処罰法の犯罪収益没収規定(同法第13条第1項)及び被害回復給付金支給制度(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第3条)の適用対象とするよう立法措置を講ずるべきである。 以上のことより、国は、販売預託商法を規制する新法の制定ないし預託法の改正に当たっては、禁止行為(現物まがい商法の禁止、元本保証の禁止)及び無登録営業につき、組織犯罪処罰法及び害回復給付金支給制度の適用対象とするよう併せて立法措置を講ずるべきである。
5月21日	「いわゆる「販売預託商法」及び類似商法に関する法整備についての意見書」	愛知県弁護士会 会長 山下 勇樹	1 消費者庁は、いわゆる「販売預託商法」及びこれと類似の簡法につき、内閣府消費者委員会の2019年(令和元年)8月30日付け「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての消費者委員会意見」の具体的提言内容を踏まえ、かつ、「特定商取引法及び預託法の制度の在り方にに関する検討委員会」における今後の議論及び報告を十分に反映させたうえで、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(以下「預託法」という。)の改正に向けた措置を早急に講ずるべきである。 2 消費者庁は、預託法の改正にあたっては、以下の諸規制についても、併せて導入すべきである。 (1) 投資取引という実態に即した広告規制、行為規制、実効性確保措置の整備及び不招請勧誘の禁止 (2) 登録制による参入規制 3 消費者庁は、預託法の改正に併せて、行政による破産申立権につき検討を行い、販売預託商法に対する規制として、消費者庁による破産申立制度を導入すべきである。 4 国は、販売預託商法を規制する新法の制定ないしは預託法の改正に併せて、同新法ないしは改正預託法の定める禁止行為及び無登録営業の各罰条該当行為につき、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織犯罪処罰法」という。)の犯罪収益没収規定(同法第13条第1項)及び被害回復給付金支給制度(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第3条)の適用対象とするよう立法措置を講ずるべきである。
5月21日	「いわゆる『販売預託商法』に関する法整備についての意見書」の訂正について	埼玉弁護士会 会長 野崎 正	5/19付けの意見書について一部訂正。(訂正箇所:発出日:令和元年 → 令和2年)
6月16日	定期購入契約を中心とするインターネット通信販売におけるさらなる規制を求める意見書	埼玉弁護士会 会長 野崎 正	インターネット通信販売における「定期購入契約」に関する被害を防止するため、特定商取引法(以下、「特商法」という。)及びその政省令等において、以下の諸規制を導入すべきである。 1 広告画面及び申込確認画面における契約条件全体の一体化の表示等を義務付けること。 2 アフィリエイト広告における誇大広告(特商法12条)に対する広告主の責任を法令等に明記し、広告の保存及び開示義務を課すこと。また、アフィリエイターの責任、広告代理店等の責任に係る規制を検討すること。 3 契約申込手続と同等の中途解約手続方法を設ける義務、解約申出を適切かつ迅速に対応する体制を整備する義務を課すこと。 4 適格消費者団体の差止請求(特商法58条の19)の対象に、広告表示義務違反行為(特商法11条)及び指示対象行為(特商法14条)を含めること。また、不当表示の削除と再表示を容易に繰り返すことができる媒体については、同請求権行使の要件である「おそれ」に含むことを明記すること。 5 その他定期購入契約に限らず、インターネット通信販売を巡るトラブル防止のための実効性ある措置を並行して検討すること。
6月25日	定期購入に関する被害防止のための特商法の見直しについての意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	定期購入に関する被害防止のため、以下の意見を申し述べる。 1 特定商取引法の見直しを含めた制度の改善を行うこと。 とくに通信販売における表示義務の規定を厳格化すべきであり、定期購入などの商品の契約を2回以上継続して締結する場合には、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件を分けて表示せず、広告画面及び申込確認画面に一体的に記載することや、消費者に誤認されないよう表記することなど、新たな規定を設けることを求める。 2 政府は、事業者に対し、特定商取引法、景品表示法の規定を遵守するよう周知し、違反行為に対しては、厳正かつ適切な執行を実施すること。
6月25日	定期購入に関する被害防止のための特定商取引法の見直しについての意見	神奈川県消費者団体連絡会	定期購入に関する被害防止のため、以下を求める。 1. 特定商取引法の見直しを含めた制度の改善を行うこと。 商品の契約を2回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件を広告画面に一体的に記載することや、商品の効能効果や契約条件に関する強調表示に対して、打消し表示を離れた場所に記載することや、文字の大きさなどで誤認が生じるおそれがある記載方法を禁止することなど、新たな規定を設けることを求める。 2. 消費者庁は、事業者に対し、特定商取引法の規定を順守するよう周知し、違反行為に対しては厳正かつ適切な執行を実施すること。

<消費者安全関係: 1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月1日	アビガンに関する意見書(新型コロナウイルス感染症に関して)【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	新型コロナウイルス感染症に対するアビガン(一般名: ファビビラビル)の臨床試験以外の使用(「観察研究」として行われている適応外使用)や承認申請された場合の対応については、慎重な対応を求める。

<公益通報者保護制度: 3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月12日	「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」の成立にあたって	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	今回の改正を高く評価している。今後に向けては、附則や附帯決議で時限を示されている事項について、確実に措置につながるよう、実効性を持って対応をすすめて欲しい。特に、「不利益取り扱いに対する行政措置等」については、消費者委員会専門調査会報告書では、「通報を理由として通報者に不利益取扱いをした事業者に対する行政措置を導入すべき」として、「助言・指導・勧告・公表」について言及されていたものの、今回の法案では措置されず、附則第5条にて「施行後3年を目途として、必要な措置を講じるもの」が規定されるにとどまりました。このほかに、専門調査会報告書に沿った改正とならなかった箇所として、「通報者の範囲が退職後1年以内に限定されたこと」「通報対象事実の範囲について、行政罰の対象となる違反行為にとどまること」「報道機関等に通報した場合の保護要件の緩和」などがある。また、専門調査会報告書で、今回は一致をみなかつとの理由で先送りとなった論点として、「立証責任の転換」「通報を裏付ける資料の収集行為の免責」「取引先等事業者を通報者の範囲に含めること」などについても、法律の実効性確保において重要。次回の改正につなげていただけるよう要望する。
6月12日	公益通報者保護法改正法の今国会における成立を評価し、通報者保護の立場からの施行の準備と運用を求める意見書	全国消費者行政ウォッチねっと	公益通報者保護法改正法の今国会における成立を評価し、通報者保護の立場からからの施行の準備と運用を求める。今後、改正法の2年後の施行に向け、法11条に基づく内部通報体制整備義務の指針や、他の新設規定の解釈等を示すガイドラインの策定等が行われるとと思われる。指針には通報者への不利益取扱いの禁止等、通報者保護を最優先した視点での具体的な内容を規定するとともに通報窓口の運用状況についての記録・保管について明記する必要がある。また、公益通報対応業務従事者の守秘義務の解除事由となる正当理由の厳格解釈の明示も重要。その他、企業・労働者等に対する改正法の周知等、改正法や附帯決議に盛り込まれた事項について、通報者保護の立場から着実に施行への準備を行い、改正法の運用を行っていたい。また、施行後3年後見直しにおける「次の一步」を確実に踏み出すため、立法事実の収集の任り方の検討等、通報者保護の徹底に向けたさらなる取組みが速やかに行われるよう希望する。
6月12日	公益通報者保護法改正法の成立の評価と通報者保護の実現に向けた運用を求める意見書	市民のための公益通報者保護法の抜本的を求める全国連絡会	改正法は、通報者の保護に向けた大きな一步を踏み出すもので評価ができる内容となっている。今後、改正法の施行に向けて内部通報体制整備義務の指針やガイドラインの策定等が行われるとと思われる。指針には、通報者への不利益取扱いの禁止等、通報者保護に必要な具体的な内容を規定するとともに通報窓口の運用状況についての記録・保管について明記する必要がある。また、公益通報対応業務従事者の守秘義務が解除される正当理由の限定解釈の明示も重要で、調査を口実に守秘義務が骨抜きにされることがあってはならない。その他、企業・労働者等に対する改正法の周知等、改正法や附帯決議に盛り込まれた事項について、通報者保護の立場から、着実に施行への準備を行い、改正法の運用を行っていたい。これからは、施行3年後見直しにおける不利益取扱いに対する行政措置・刑事罰の導入や立証責任の転換規定、免責条項の明文化、報道機関等への外部通報の要件緩和、守秘義務違反に関する罰規定の導入等、さらなる通報者保護の徹底に向けた法改正のため、立法事実の収集の在り方の検討等の取組みが速やかに行われることを求める。

<その他: 2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月12日	消費者の権利に基づいた市場における個人の保護と、エンパワーメントに焦点を当てた新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応を求める要請書	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	Consumers International(CI:国際消費者機構)は、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの危機を受け、G20加盟国政府に対し、ウィルスの蔓延を阻止するための努力を行うとともに、経済的な影響において消費者を保護し尊重するよう、要請を行っている。 我が国においても、給付金詐欺の発生をはじめ、科学的根拠のないにも関わらず効能効果を不当に謳う製品の流通など、この機に乗じた消費者被害が急増している。こうした消費者が脅かされる事案に関して、迅速な事態把握と情報開示、被害回復に向けた速やかな対応を求める。また、公正・安全・持続可能な経済を構築するために、国や政府間組織の枠を超えて、消費者保護を基点とした協調戦略を取ることを要請する。
6月3日	「消費者委本計画工程表」素案についての意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 荒 中	消費者庁が2020年4月30日にパブリックコメントを開始した「消費者基本計画工程表素案」について、消費者の安全の確保、取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保等の観点から、盛り込むべき施策等について意見をまとめたもの。